

# 鹿児島県における学校ソーシャルワーク事業 (令和4年度報告)

岩井 浩 英

## はじめに

令和4年度は、新型コロナウイルス感染の未だ終息せぬ状況にあつて、県下における学校ソーシャルワーク（以下、「SSW」という）事業は少しずつ従来の形を取り戻していった。また、筆者らが2008年に立ち上げた「かごしま学校ソーシャルワークを進める会」（以下、「進める会」という）では、年3回の企画について、コロナ状況だけでなく遠隔参加の利便性を鑑み、全てオンライン会議の形で開催した。本稿では、令和4年度における県内SSW事業の実施状況や進める会の活動実績等について報告する。なお、例年同様、個人情報および守秘情報は一切使用しない。

## 県内SSW事業の実施状況

本県における県事業委託は前（令和3）年度で全て終了し、令和4年度は、中種子町と南種子町が新規に加わり、計41市町村が単独実施を行う形となった。県の任用する広域SSW<sub>r</sub>は3名体制（前年度と同じメンバー（市任用SSW<sub>r</sub>と兼任））であり、市町村でのSSW<sub>r</sub>の配置人数は90名、配置形態として、①単独校型、②拠点校型、③派遣型、④巡回型のいずれかであった。

本県教育委員会（以下、「県教委」という）が令和4年度に行ったSSW事業を表1・2に示す。なお、令和4年度より、県教委における事業所管が義務教育課から高校教育課に移された。

【表1 令和4年度の県内SSW事業実施状況】

- 
- 
- 県SSW委託2町村＋広域SSW<sub>r</sub>3名（＜「生徒指導対策総合推進事業」（1億2,013万7千円））
  - 市町単独実施（41）鹿児島市、日置市、いちき串木野市、枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、霧島市、伊佐市、始良市、湧水町、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、西之表市、屋久島町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、長島町、瀬戸内町、大和村、宇検村、中種子町、南種子町
- 
- 

※ [SSW<sub>r</sub>] 配置人数…90名  
配置形態…①単独校型、②拠点校型、③派遣型、④巡回型のいずれか

【表 2 県教委主催の令和 4 年度連絡協議会・研修会】

- 
- 2022年 5月12日 (木) 「第 1 回連絡協議会」 (参加: 連絡協議会委員 (筆者を含む)、広域SSWr、各市町SSW事業担当者・SSWr、他)。  
8月26日 (金) 「第 2 回連絡協議会」 (参加: 連絡協議会委員 (筆者を含む)、広域SSWr、各市町SSW事業担当者・SSWr、他)。  
※「スクールカウンセラー配置事業」連絡協議会・「臨床心理士等相談員派遣事業」連絡協議会・教育支援センター (適応指導教室) 指導力向上研修会と抱き合わせ開催 (ハイブリッド方式)。  
2023年 1月13日 (金) 「研修会」 (参加: 県くらし保健福祉部子ども家庭課職員、連絡協議会委員 (筆者を含む)、広域SSWr、各市町SSW事業担当者・SSWr、他)。
- 

新型コロナウイルス感染の未だ終息せぬ状況のなか、県教委は 2022 年 5 月 12 日 (木) に第 1 回連絡協議会を対面方式で開催した。内容としては、県教委担当者の事業説明に続き、県中央児童相談所、県精神保健福祉センター、県こども総合療育センターの順に業務等紹介が行われた (県社会福祉士会は当日欠席のため紹介から外された)。また、「チーム学校の一員としての SSWr の役割について」を主題とするグループワーク型の研究協議ののち、筆者が当日配付資料 (図 1) を使用し指導助言を行った。

8 月 26 日 (金) には、第 2 回連絡協議会が「スクールカウンセラー配置事業」連絡協議会・「臨床心理士等相談員派遣事業」連絡協議会・教育支援センター (適応指導教室) 指導力向上研修会と抱き合わせて開催された。また、対面実施 (鹿児島市内に会場設定) とオンライン実施を組み合わせたハイブリッド方式が試みられた。内容は、県スクールカウンセラースーパーバイザーおよび県広域 SSWr による講演、某市事業担当者による事例発表の後、分科会に分かれてのグループ協議とされた。

令和 4 年度最後の開催となった研修会は、2023 年 1 月 13 日 (金) に対面方式に限定して行われた。内容として、本県くらし保健福祉部子ども家庭課職員が県内のヤングケアラー関連調査の結果について報告した後、県広域 SSWr による演習および講演が行われ、最後に筆者が口頭による指導助言を行った。

### スクールソーシャルワーカー SSWr とチームワーク

#### ■学校で SW を行うために

○まずは、子ども家庭 SWr であれ！

##### 〈必須事項〉

- ・「子ども家庭福祉」原理の学び  
〔要点 (例)〕改正児童福祉法・障害者基本法にみる理念等  
「社会的養育」という新ビジョン等
- ・SSWrとしての構えと動き  
〔要点 (例)〕(新) グローバル定義にある集団・開発視点  
固有の着眼・発想・価値・スキル等
- ・現代の学校 (教育) 体制・状況等の理解  
〔要点 (例)〕学校制度・法と教育原理  
現代の教育政策・学校事情等

○SSW を実践する

##### 〈最新情勢 (特記)〉

- ・コロナ禍の新たな展開 (感染下の日常、生活システムの変容、他)
  - ・世界情勢の身近な懸念 (難民・移民対策、隣国有事不安、他)
  - ・その他の問題状況等 (ヤングケアラー、若年妊娠・性被害、他)
- ←教育福祉専門職として、SSWr は何をすべきか (何ができるか) ! ?

## 【参考①】SSW 基礎

### ○ (学校 SW) 原理

- ・概要：全ての子どもたちの「最善の利益」を保障・擁護するために、環境状況（要因）との相互関係・影響に焦点を当てた「学校-家庭-地域」ベースの問題（ニーズ）対応的または予防・開発的なSW 実践
  - ※ in School (←応用的な実践) & for/to School (←固有の実践)
- ・目標：
  - 学校に生きる人々への援助・支援…子ども等における「(今ここを) 生きる」力の育ち
  - 学校のより良い文化・環境的整備… SSW を通しての「教育(サービス)の質」の向上
  - 育み(子育て、親育ち、子育て) 環境・ネットワークの構築…「親・家族力」の開発・向上
    - 「家庭養育-社会的養護-療育等」と学校の接続化
- ・実際：【動き方】学校での問題(ニーズ)キャッチ+地域(コミュニティ)ベースの福祉専門的対応【構え方】(学校)教育福祉の増進+子ども・家族の自己実現(最善利益)←SW原理(※)  
→本人の教育保障(環境改善・整備/関係調整+本人回復・ニーズ志向+学校復帰・再生)  
⇔学校の社会資源化(=楽しい・行き(学び)がよいある教育福祉拠点)

### ○ (SSWr) スキル・センス

- 【SW 技術】問題事態の見立て(=インテーク・アセスメント)
  - +課題・目標(方針)の設定(=プランニング)
  - +対応(介入)の実施・評価(=インターベンション+α)
  - ⇔ケース会議(カンファレンス)、他
- 【職性(能)】
  - アドボカーション…子どもの最善利益・権利の擁護等
  - パートナーシップ…教師の多義的役割の援助・支援等
  - コーディネーション…家庭や地域との連絡・調整等
  - その他…カウンセリング、コンサルテーション等
  - ←フットワーク(コアウトリーチ)+チームワーク+ネットワーク

### (※)「社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重」原理(=SW 中核)

- ※国際ソーシャルワーク連盟 IFSW・国際ソーシャルワーク学校連盟 IASSW「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年)
  - ⇒(国内)社会福祉専門団体「ソーシャルワーカー倫理綱領」改訂(2020年)
  - cf) [2005年規定]「人権・社会正義」原理(→社会福祉の増進+個人の自己実現)

## ■ SSWr としてのチームワーク

### ○ チームワークというアプローチ

- ・チーム型の専門(職)アプローチ
  - チーム援助(=SCのチームアプローチ(←コミュニティ(臨床)心理学))
  - その他(チーム医療、チーム介護等)
- ・「チームとしての学校(チーム学校)」構想
  - 学校の構造改革(コプラットフォーム(いじめ対策、子ども貧困対策、他))  
→校内マネジメント+関係者チームワーク+専門職連携

### ○ 専門職チーム(=「チーム学校」構想)

- 【配置・実働】学校関係者(教職員、相談・支援員(SCrを含む)等)のチームワーク(or & ) and  
第三者としてのSSWr(常駐(配置)タイプ/巡回(派遣)タイプ/他)  
+医療・保健分野、司法分野、心理分野、福祉分野、他

### ○ SSW におけるチームワーク=参画・協働タイプの(専門職間)連携

- ・意義(メリット)：
  - 多角的な「対象理解」=専門アセスメント等の適切化(1)
  - 当事者支援の役割分担化(2)
  - 専門職者自身のエンパワメント(3)

- ・効用：●初期アプローチにて（→（１））…（校内／拡大）ケース会議
- 対応（介入）アプローチにて（→（２））
  - チーム（※）・ネットワーク（※※）対応（介入）
  - （※）支援チームとして（スタッフチーム、対応（介入）体制、他）
  - （※※）支援ネットワークとして（家庭との連携、関係機関間の連携、その他（地域ベース）の連携、他）
- その他（→（３））…スーパービジョン・コンサルテーション、実践（事例）研究・検証、他

#### 【【参考②・再掲】（連携）主要実務のポイント（アドバイス）】

- ・「ケース会議（検討）は最低３回」
  - 「①アセスメント・方針確認」→「②分担対応報告（情報交換，等含む）・（次回）課題検討」→「③終結確認・（今後）見通し」の３ステップで。
  - コアスタッフ（統括、主担専門職等）は必ず出会、他のメンバーは目的・必要に応じて柔軟に（集団守秘義務）。
  - 終結後には「ケース（実践）研究」を（→対応効果の検証（エビデンス）、体制・機能の持続可能化、等々）。
- ・「役割分担（対応）は必ず」
  - 「専門職は狭く深く」の共通認識から分担ありきへ。
  - どの専門職もそれぞれの職能（機能）・権限等からの分担に。また、統括はどこか、確かな合意と実行を。
  - 記録は必ず、相互連絡等は随時（必要に応じて、ケース会議の形で）。
- ・「“つなぐ”とは専門的判断・行為」
  - 単なる申し送り（横流し）は厳禁、常に目的（＝当事者利益）と効果予想を踏まえての参画・協働に。
  - 個人情報の取り扱い、職業倫理（守秘義務等）に則って。原則的には、本人同意（インフォームドコンセント）が必要。
  - その他（「横の連携」「縦の連携」（→「斜めの連携」）を複眼・総合的に、等々）

#### ■終わりに（補足も含めて）

図 1（令和 4 年度）第 1 回連絡協議会における指導助言内容（当日配付資料より部分転載）

## 進める会の活動等

筆者らの構成する進める会では、毎年度、年 3 回の企画を立案することになっているが、令和 4 年度は、コロナ状況だけでなく遠隔参加の利便性を鑑み、全てオンライン会議の形で開催した（Zoom ミーティングを使用）。なお、開催に当たっては、前年度の第 3 回企画にて確認された Zoom ミーティングのセキュリティ対策を確実に実行した（詳細は本年報前（第 36）号の筆者報告を参照のこと）。

第 1 回企画は 2022 年 6 月 25 日（土）に開催された。ここでは、本会の新たな枠組みとなる「職能研究」を主題とし、東京にある NPO 法人が作成・頒布した性的被害防止に関する啓発動画を試用し、オンラインによる教材研究等を試みた。

10 月 22 日（土）に開催された第 2 回企画では、本会会員でもある鹿児島国際大学 CSWr による活動等紹介が行われた。

第 3 回企画は、県内の現任 SSWr からの事例紹介とその検討を内容として、2023 年 2 月 25 日（土）に開催された。

なお、進める会の活動実績を表3に示す。

【表3 進める会の令和3年度取り組み実績等】

---

---

〈主要な取り組み等〉	
2022年6月25日(土)	「第1回企画」をオンライン開催。 ※筆者による職能研究が行われた。
10月22日(土)	「第2回企画」をオンライン開催。 ※本学CSWrによる活動等紹介が行われた。
2023年2月25日(土)	「第3回企画」をオンライン開催。 ※県内の現任SSWrからの事例紹介とその検討が行われた。
〈その他の取り組み等〉	
2022年7月7日(木)	鹿児島県教育委員会「第1回いじめ問題対策連絡協議会」に会代表として参加 (事務局員が代理出席)。
7月22日(金)	鹿児島県教育委員会「第1回教育機会の確保に関する意見交換会」に会代表として参加 (筆者が出席)。
2023年2月6日(月)	鹿児島県教育委員会「第2回いじめ問題対策連絡協議会」に会代表として参加 (事務局員が代理出席)。

---

---

その他、表3に記載されている通り、令和4年度も進める会代表として委員を務める県教委主催の「鹿児島県いじめ問題対策連絡協議会」につき、第1回会議(2022年7月7日(木))および第2回会議(2023年2月6日(月))のいずれも、本会事務局員が代理出席した。

また、令和2年度から継続されている「鹿児島県教育機会の確保に関する意見交換会」は1回のみで開催とされ(2022年7月22日(金))、筆者が出席した。特に、本県における夜間中学設置のための予備調査実施について説明された(本県の夜間中学設置については本年報前(36)号の筆者報告を参照のこと)。

以上